

# 「鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針」の 改正案について

平成27年9月2日

鳥取県 福祉保健部 長寿社会課

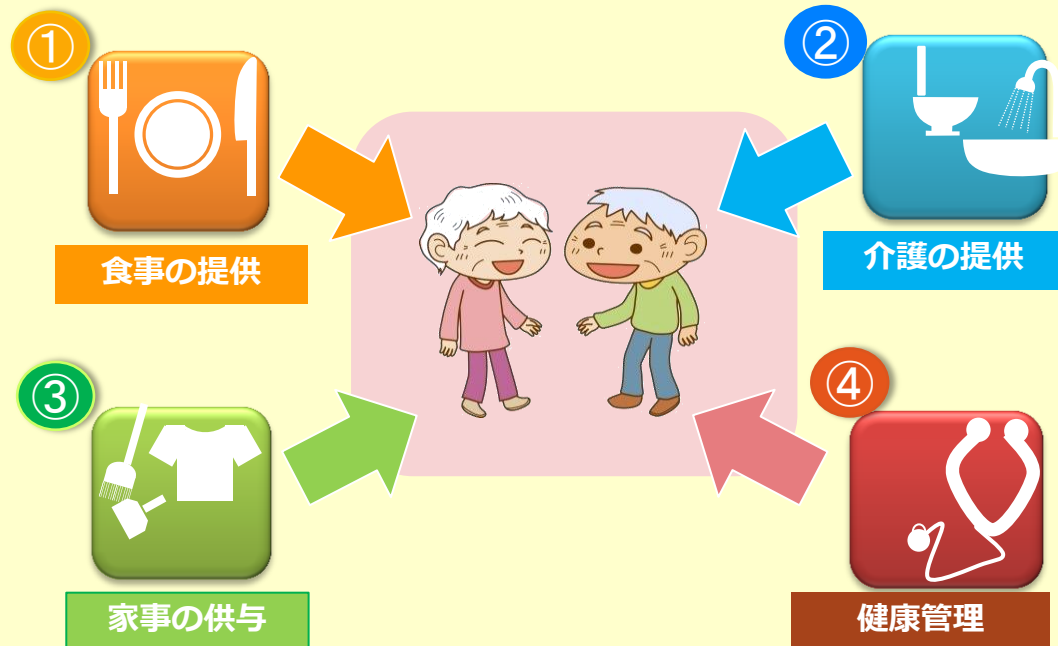
# 「有料老人ホーム」の概要

## 1. 有料老人ホームの設置目的

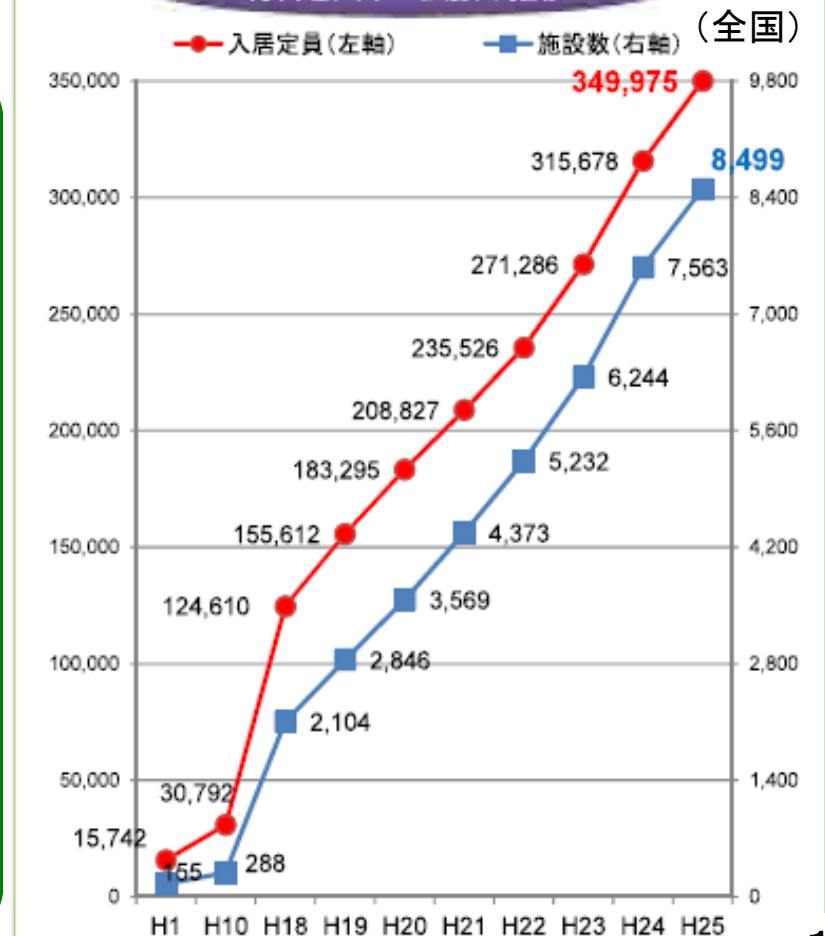
- 有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、高齢者の福祉を図り、その心身の健康保持及び生活の安定のために設置されるものです。
- 有料老人ホームの設置に当たっては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、鳥取県知事への届出が必要です。なお、設置主体は問いません(株式会社、社会福祉法人等)。

## 2. 有料老人ホームの定義

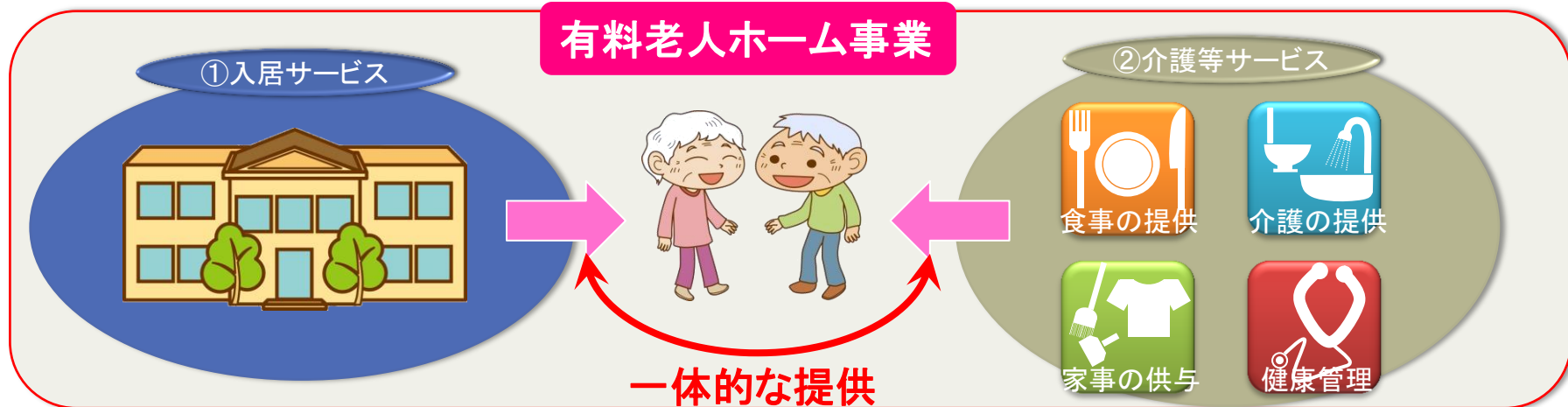
○ 高齢者を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。



有料老人ホーム数の推移



# 「有料老人ホーム」の取扱いについて



## ポイント1. 届出の有無は関係ない

- 「届出」がなくても、要件(①入居サービスと②介護等サービス)を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」として扱われます。
- つまり、事業者が希望するかどうかに関わらないことから、いわゆる「未届有料老人ホーム」も、老人福祉法の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督の対象となります。

## ポイント2. 入居者の人数は関係ない

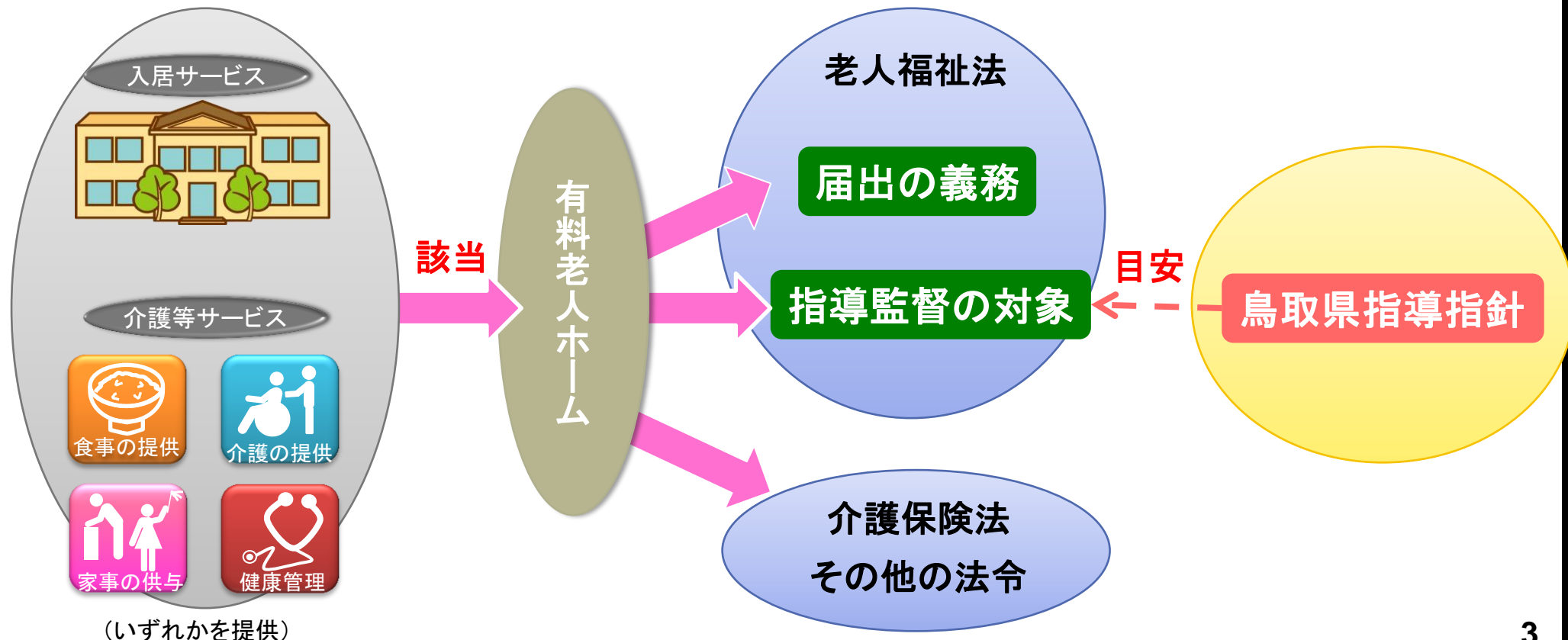
- 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、1人を相手に①入居サービスと②介護等サービスを提供している場合であっても、有料老人ホームに該当します。

## ポイント3. サービス提供の一体性に留意

- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められる施設については、有料老人ホームとして取扱います。

# 「鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針」の位置付けについて

- 有料老人ホームの要件(食事の提供などのサービス提供を行う入居事業)に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、鳥取県知事による指導監督の対象となります。
- 指導指針は、適正運営のためのガイドラインであり、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものです。
- なお、「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなります。



# 「鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正案について

## 主な改正点

ポイント1. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

ポイント2. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

ポイント3. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

ポイント4. 介護サービス事業所等を併設する場合の基準の明確化

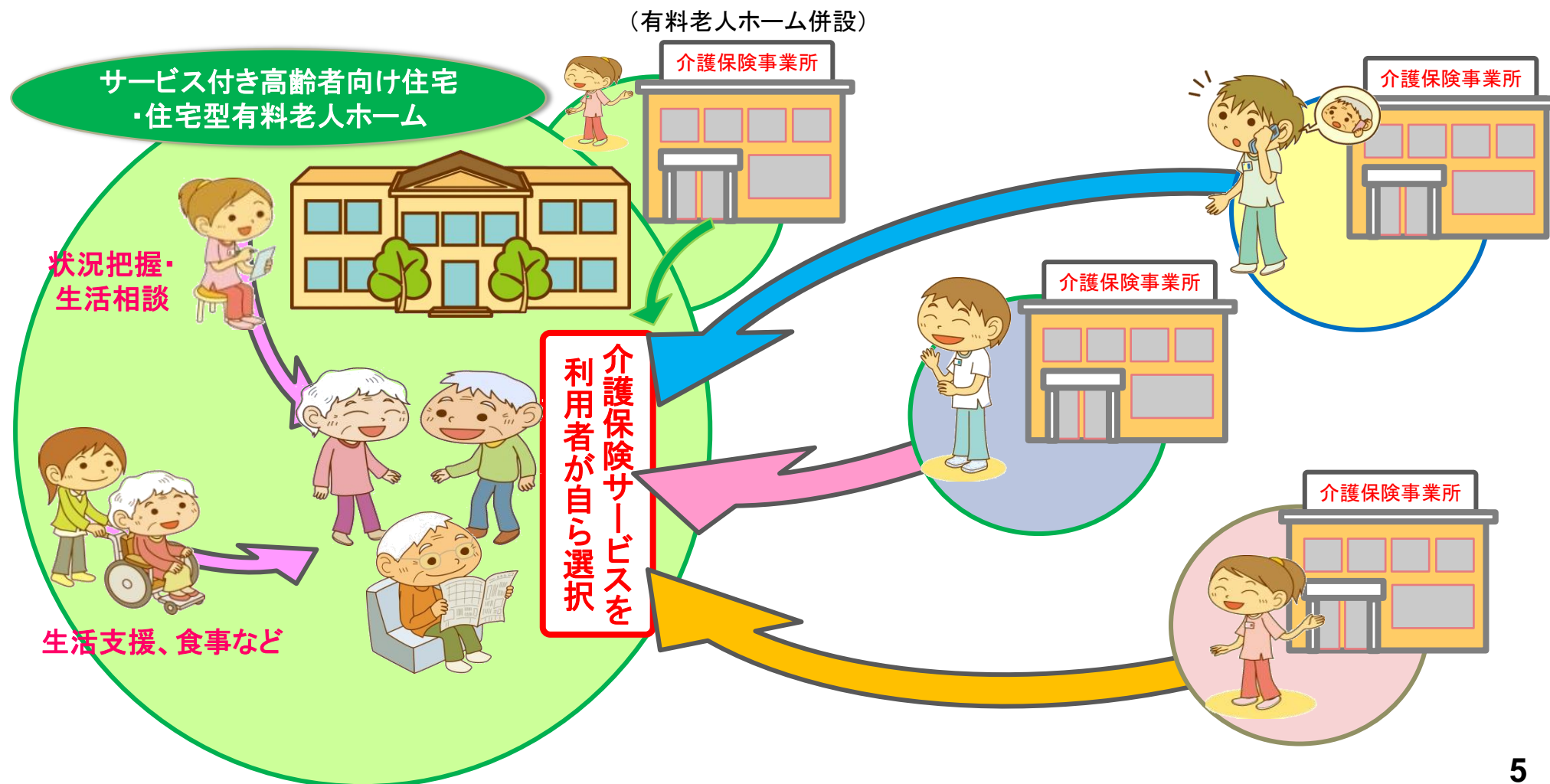
## 改正時期

○平成27年9月施行(予定)

○重要事項説明書様式の変更等一部の規定については、平成27年12月1日以降の適用とする、経過措置を設ける予定です。

## ポイント1. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

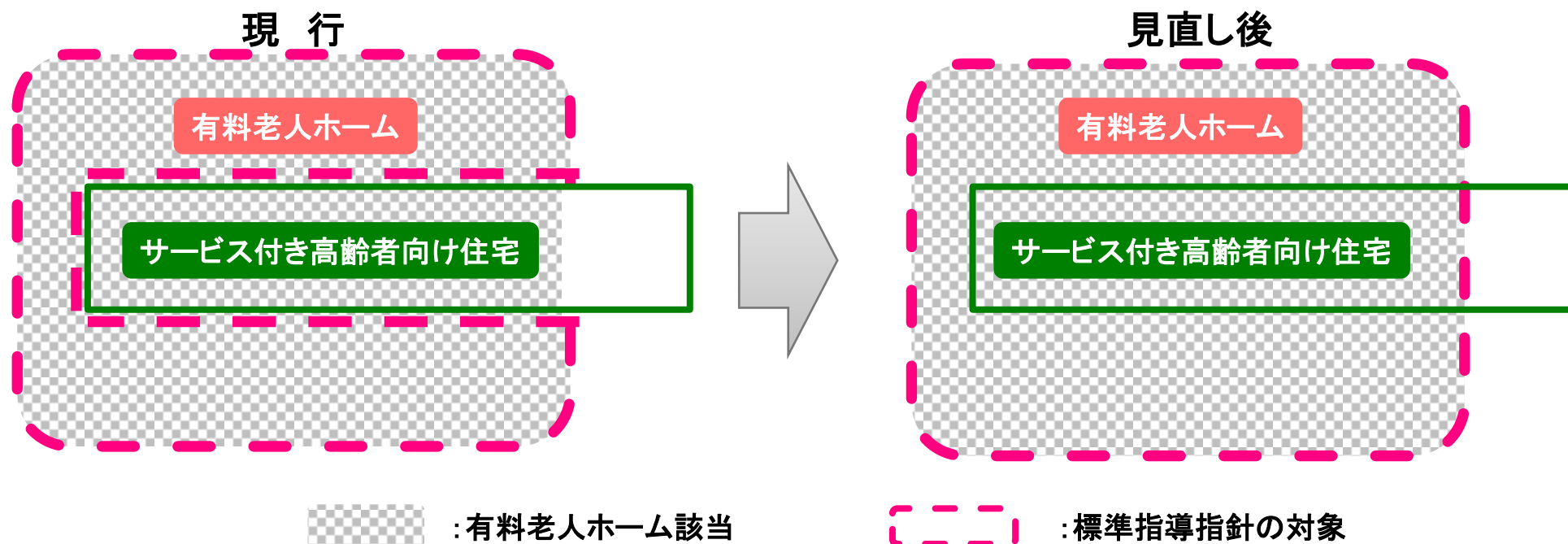
○全国的に、医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があることを踏まえ、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを行います。



## ポイント2. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

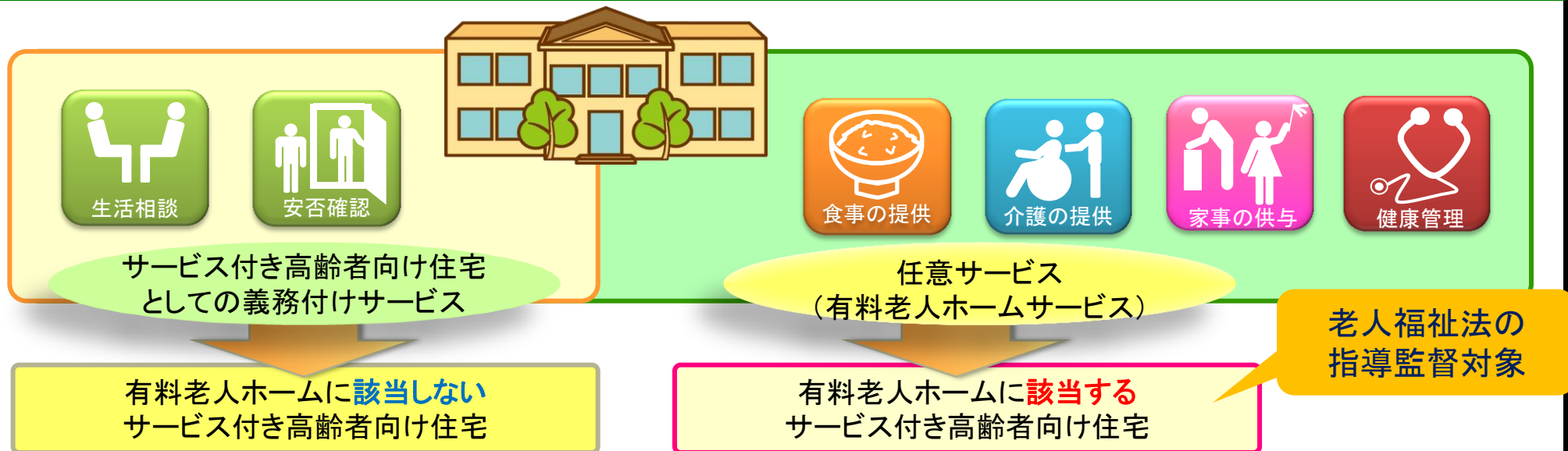
○サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を指導指針の対象として位置付ける見直しを行います。

※「有料老人ホーム」に該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、本指針の対象とはなりません。



# 「有料老人ホーム」に該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなります。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4つのサービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となります。



## 全国の登録情報 (H26.3末時点)

		提供する	提供しない
	状況把握・生活相談サービス	100%	—
○	食事の提供サービス	94.7%	5.3%
	入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
	調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
	健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

一つでも提供していれば  
有料老人ホームに該当

※ 併設施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。



# 改正後の指導指針のうち「有料老人ホーム」に該当する 「サービス付き高齢者向け住宅」に適用される規定

指導指針のうち、「サービス付き高齢者向け住宅」に適用されることとなる規定は次のとおり。

## ○職員の配置、研修及び衛生管理

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理、職員の守秘義務

## ○有料老人ホーム事業の運営

管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報取り扱い、災害対策及び緊急時の対応、医療機関等との連携、介護サービス事業所との関係、運営懇談会の設置等、衛生管理等

## ○サービス等

食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡等、金銭等管理、家族・地域との交流・外出の機会の確保等

## ○利用料等

設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準

## ○契約内容等

契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情への対応、事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止

## ○情報開示

有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表示、介護の職員体制に関する情報、掲示

## ○立入検査等

検査等、違反者への改善命令、公示

※「有料老人ホームの類型等」、「設置者」、「立地条件」、「規模及び構造設備」、「既存建築物等の活用の場合等の特例」及び「事業収支計画」、「変更届」の規定は、適用除外となります。

### ポイント3. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

○ 全国的に、廊下幅や居室の広さについて、指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組みが困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを行います。



#### 指針で定める規模・構造基準

- ① 居室の床面積: 13㎡以上
- ② 浴室・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置
- ③ 廊下幅: 原則 1.8m以上 等

該当

それ以外

特例

全ての居室が個室

重要事項説明書等により入居者等へ基準に該当していない事項を説明

- 文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明
- 外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施等

代替措置の確保

- ・ 車いすが利用できない廊下幅でも、必要に応じて職員が移動を介助
- ・ バリアフリー未対応でも、入浴・排せつを適切に介助

改善計画の策定

- ・ 浴室・便所のバリアフリー改修など、将来的な改善に関する計画を策定し、入居者へ説明を行っていること

鳥取県知事の個別判断

- ・ 事業運営の透明性確保、サービスが適切に提供できる運営体制の確保などが認められる案件

指針に適合

指針に適合

指針に適合

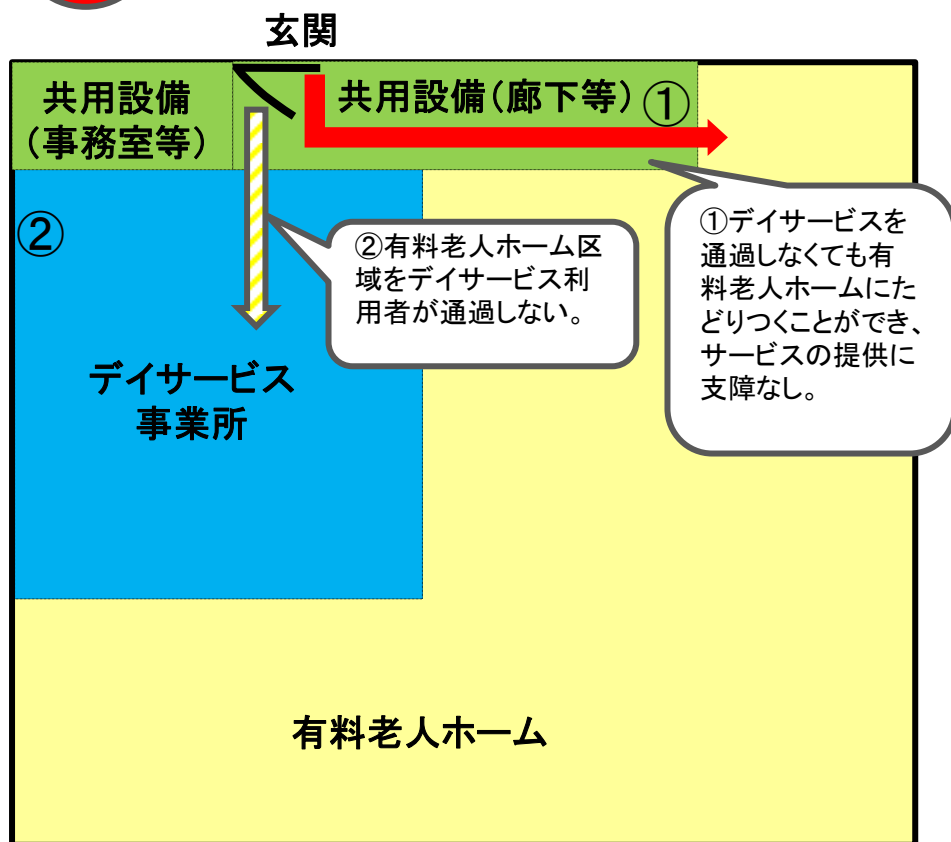
指針に適合

## ポイント4. 介護サービス事業所等を併設する場合の基準の明確化

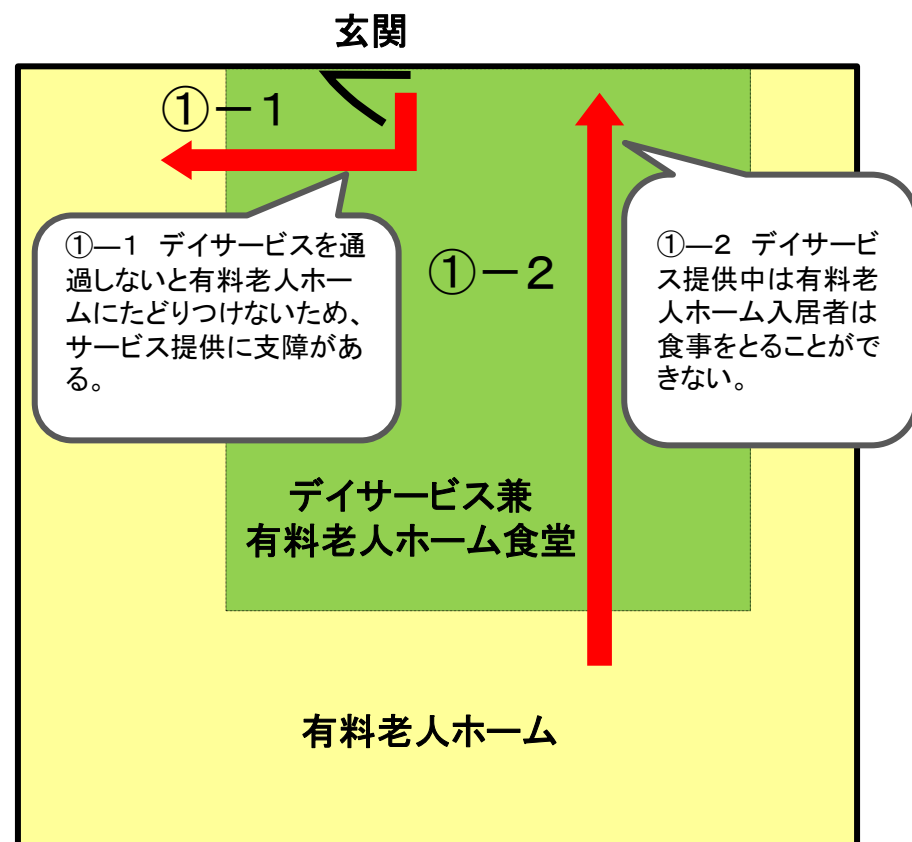
○有料老人ホームと介護サービス事業所を併設する場合には、それぞれの設備等の基準を満たし、かつ、介護その他のサービス提供に支障がない場合に限り設備等共用が認められることを明確化しました。



### 共用が認められる例



### 共用が認められない例



# 老人福祉法における「有料老人ホーム」に対する改善命令・罰則について

有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)については、福祉の見地から、老人の福祉を損なうものであると認められるときには、行政庁が介入する必要があるため、老人福祉法において改善命令等の規定が置かれている。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

## 第29条

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が

- ①第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、
- ②入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、
- ③その他入居者の保護のため必要があると認めるとき

は、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

### 手続違反の改善

手続上の違反行為が認められた場合

帳簿の作成・保存(第4項)

情報の開示(第5項)

権利金の受領禁止(第6項)

前払金の保全措置(第7項)

前払金の返還契約(第8項)

### 入居者の処遇改善

処遇に関する不当な行為や利益を害する行為が認められた場合

#### 「高齢者虐待」

(高齢者虐待防止法  
第2条第5号の定義)

- 身体に外傷が生じる(おそれのある)暴行
- 減食・長時間の放置
- わいせつな行為
- 暴言・拒絶的な対応など心理的外傷を与える言動
- 財産の不当な処分や、不当な財産上の利益の獲得

### 入居者の保護

入居者を保護する必要性が認められた場合

命令に従わなかった場合の罰則  
6月以下の懲役 または 50万円以下の罰金